簡易耐震改修チェックリスト

（令和4年度版）

（耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅の簡易耐震改修）

交付決定番号＿＿＿＿　　申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

分　類＊	工事等の概要とチェック項目	チェック欄	該当項目※1
※ 事前チェック（必須）	※耐震診断		－
	① 一般診断又は精密診断をしたか。	□一般　□精密	
	② 診断の結果、耐震性が不十分か。	□不十分（＿＿＿点）	
Ⅰ 屋根の改修 (1)(2)	1 屋根の全てを替えるもの		(1)or(2)
	① 下屋を含め全て（庇等は除外可）の改修か。	□全て	
	② 右記のいずれかに該当するものか。 瓦屋根に葺き替える場合は、建築基準法の告示基準※2（昭和46年建設省告示第109号）に適合しているか。	□非常に重い屋根 → 重い屋根 □告示基準に適合している。 □非常に重い屋根 → 軽い屋根	(1)
		□重い屋根 → 軽い屋根	(2)
	③ 改修内容を確認した者は。	□建築関係者が確認	(1)or(2)
Ⅱ 壁の改修 (3)	1 壁の補強又は補強壁の設置		(3)
	① いづれの壁の補強又は補強壁の設置か。	□1階 X　□2階 X　□3階 X □1階 Y　□2階 Y　□3階 Y	
	② 評点が向上する階及び方向は。	□1階 X　□2階 X　□3階 X □1階 Y　□2階 Y　□3階 Y	
	③ 耐震性の向上が確認できるか。	□建築関係者が確認	
Ⅲ 床の改修 (4)(5)(6)(7)	1 一の階の上階の床全てを改修（1階床は除く）するもの		(4)or(5)
	①❶ 改修箇所はどこか。	□2階床　□3階床	
	②❷ 全ての改修となっているか。（吹き抜けは除外可）	□全て	
	③❸ 評点が向上する階は。	□1階　□2階	
	④ 改修前の耐力要素の配置等による低減係数が1.0未満か。	□1.0未満（建築関係者が確認）	
	❹ 耐震性の向上が確認できるか。	□建築関係者が確認	
	⑤ 右記のいずれかに該当するものか。 （火打ち仕様とする場合1辺4m以上の吹き抜け等がないか。）	□構造用合板なし→構造用合板	(5)
		□火打ちなし→火打ち仕様 □1辺4m以上の吹き抜け等なし	(4)
	2 屋根構面又は小屋組の水平構面の全てを改修するもの		(6)or(7)
	① 改修箇所はどこか。	□小屋組水平面	
	❶ 改修箇所はどこか。	□屋根構面	
	②❷ 全ての改修となっているか。（吹き抜け等は除外可）	□全て	
	③❸ 評点が向上する階は。	□1階　□2階　□3階	
	④ 改修前の耐力要素の配置等による低減係数が1.0未満か。	□1.0未満（建築関係者が確認）	
※ ①から⑤又は❶から❹のいずれかをチェックしてください。	❹ 耐震性の向上が確認できるか。	□建築関係者が確認	
	⑤ 右記のいずれかに該当するものか。 （火打ち仕様とする場合1辺4m以上の吹き抜け等がないか。）	□構造用合板なし→構造用合板	(7)
		□火打ちなし→火打ち仕様 □1辺4m以上の吹き抜け等なし	(6)
Ⅳ 基礎の改修 (8)	1 基礎を全て改修するもの		(8)
	① 全ての改修か。	□全て	
	② 耐震性の向上が確認できるか。	□建築関係者が確認	
	③ 鉄筋コンクリート基礎（布基礎又はべた基礎）への改修か。	□無筋コンクリート基礎 →鉄筋コンクリート基礎 □玉石基礎→鉄筋コンクリート基礎	
Ⅴ 耐震診断等により耐震性向上を確認する改修 (9) (10)	1 耐震診断により耐震性向上が確認できるもの		(9)
	① 改修前の評点が1．0未満か。	□1．0未満	
	② 改修前後で評点が向上するか。	□向上（事前＿＿点→事後＿＿点）	
	③ 建築関係者により確認したものか。	□建築関係者が評価済	
	④ 劣化度のみの改善を対象外としているか。	□対象外	
	2 耐震診断の一部の評価方法により確認できるもの		(10)
	① 内容の確認ができる別途検討資料があるか。	□ある	
	② 別添資料は建築士により確認されているか。	□建築士　・氏名（　　） ・番号（　　）	
	③ 劣化度のみの改善を対象外としているか。	□対象外	

※1　分類欄と該当項目欄の（　）書きの番号は、平成24年3月30日付け4建築第657号の各号を意味します。

※2　ガイドライン工法（業界団体（（社）全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会）が作成した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」（平成13年8月策定）で示される強風や地震による屋根瓦の脱落被害を防止できる工法）を踏まえて、令和4年1月1日に改正された告示基準のこと

市町村名＿＿＿＿＿＿　　上記チェックリスト確認者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿